

役員報酬等及び費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人なの花会（以下「法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、理事及び監事並びに評議員（以下「役員」という。）の報酬等及び費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事、監事、評議員をいう。
- (2) 報酬とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (3) 費用とは、職務執行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費を含む。）及び手数料等の経費であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員への報酬等は、社会福祉法人なの花会定款第8条及び第21条に定めるとおり無報酬とする。

(費用弁償の支給)

第4条 この法人は、役員がその職務の執行に当たり負担することとなる費用を弁償するため、費用弁償を支給する。

(職務の種類)

第5条 費用弁償を支給する職務は、次のとおりとする。

- (1) 評議員会及び理事会への出席
- (2) 監事による監査（定期又は臨時）
- (3) 行政機関による監査への立会
- (4) 役員の種類研修会への参加及び他施設等の視察研修
- (5) その他理事長が必要と認めた職務

(費用弁償の支給額及び支給方法)

第6条 前条各号に規定する職務に係る費用弁償の額は次のとおりとする。

- (1) 前条(1)から(3)に規定する職務については、当該職務1回につき3,000円を支給する。
- (2) 前条(4)及び(5)に規定する職務については、社会福祉法人なの花会旅費規定を準用し、施設長の旅費に相当する額を費用弁償として支給する。

2 前項の費用弁償については、その職務の執行の都度支給するものとする。ただし、前項(2)に掲げる費用弁償については、当該役員の旅費請求書の提出後速やかに支給するものとする。

(適用除外)

第7条 この法人の職員である理事については、第4条(1)から(3)の職務に係る費用弁償は支給しない。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(雑則)

第10条 この規程に定めのない事項については、この法人の定款他諸規則及び法令等によるものとする。

附則

この規程は、平成29年6月17日（評議員会の議決日）から施行し、平成29年4月1日から適用する。